



配分金支払証明書を発行します

令和5年1月から令和5年12月までの間に、シルバー人材センターから会員の皆様にお支払いした配分金の「支払証明書」は随時シルバー人材センター事務局の窓口で発行します。または、smile to smileでも確認できますので、登録されている方はご利用下さい。尚、Smileを登録したい方及び利用方法が分からなくなった方は、事務所までご連絡下さい。

配分金支払証明書お問い合わせ窓口(月～金 午前9:00～午後5:00)

湖西市シルバー人材センター 電話 053-575-0654

シルバー人材センター得た配分金収入等に対する所得税の取扱い(参考)

会員の皆さんに支払われるシルバー人材センターの配分金は、パートやアルバイト収入と異なり、給与所得ではなく雑所得として取り扱われます。これは、シルバー人材センターと会員との間には直接の雇用関係がなく、会員はシルバー人材センターが引き受けた仕事を請負または委任の形式で受け、仕事の実績に応じて配分金を受け取る関係にあることによります。

雑所得の所得金額を計算する場合は、収入金額から必要経費の額を差し引いて計算するのが原則ですが、シルバー人材センターからの配分金に関しては租税特別措置法第27条に規定する「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」の適用が認められ、収入金額を限度として55万円までの額を必要経費として差し引くことができます。

$$\{ \{ (\text{配分金} - \text{必要経費控除 } 55 \text{ 万円}) + (\text{公的年金} - \text{公的年金等控除}) \} \\ - (\text{基礎控除 } 48 \text{ 万円} + \text{その他の所得控除}) \} \times \text{所得税率} = \text{所得税額}$$

※なお、他に給与所得などがある場合は、控除額が違ってきますので、税務署にお尋ねください。